

# 市指定文化財新たに3件

## 細川幽齋関係の古文書を指定

《文化振興課》

市教育委員会では、市文化財保護委員会（高橋聰子会長）の答申に基づき、2月15日に、文化財3件を新たに市の文化財に指定しました。これで市内の文化財は国指定・登録などが41件、府指定・登録などが77件、市指定が177件の計355件となります。

### 細川藤孝・忠興連署寺領充行状 1通

〔区分〕有形文化財美術工芸品（古文書）

〔所有者〕観音寺

天正9年（1581）11月3日付で細川

藤孝（幽齋）・忠興親子が市内字観音寺に所在する観音寺に寺領を給与した古文書。藤孝は観音寺に対し検地に基いて寺領を与えたことが分り、織田政権における石高制検地を基にした領知給与のあり方を示す極めて貴重な史料。また、細川氏の丹後支配期の数少ない原本史料であり、さらに細川氏が保障した観音寺の特権が跡を引き継いだ京極氏にも踏襲されていることから、丹後の地方寺院における近世的寺領の出発点を示す歴史資料として指定にふさわしい価値があります。

※細川藤孝は天正10年（1582）に出家し、幽齋を名乗りますが、本史料は出家前のため藤孝と表記しています。

### 多彌寺文書 33点

〔区分〕有形文化財美術工芸品（古文書）

〔所有者〕多彌寺

市内字多彌寺に所在する古刹・多彌寺に伝来した古文書群。天正元年（1573）から明治時代におよぶ33点の古文書等の原本および写によって構成されています。古文書の中には天正元年の「桜井豊前守判物」が含まれます。これは桜井豊前守が田地をめぐる紛争を裁定し、多彌寺の権利を保障したものの。桜井氏は細川氏入国以前、丹後を治めた守護大名・一色氏の有力な家来で国衆などと呼ばれた武士で藤孝に抵抗し滅ぼされました。本文書は加佐郡の国衆が地域秩序を維持する公的な機能を果たしていた事実を示す史料として極めて貴重です。そのほか藤孝・忠興親子が多彌寺に所領を給与した書状の精巧な写や京極・牧野氏といった歴代田辺藩主の寺領安堵状が残されており、細川氏前後の所領保障体制の変遷が分かる点から古文書群全体で価値があります。

市内字鹿原に所在する金剛院に交付した禁制「金剛院内」の山林竹木について「山人以下がこれを切り取ることを禁止し、違反者については厳罰に処する」として、金剛院周辺の山の支配権を保障したものです。禁制の大半は、戦乱時に武將が寺院や村落に対して自軍の兵卒の略奪・放火等を禁じるものですが、この禁制は平時において金剛院周辺の地域住民の竹木伐採を禁止している点が特徴的。また、幽齋は隠居後も田辺城主として、豊臣政権から領知と城を与えられた地域領主であり、この禁制は幽齋の加佐郡の領域支配者としての姿が垣間見られる史料として貴重です。

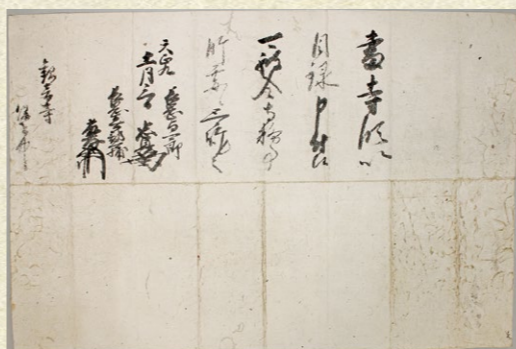
※金剛院文書は、全体が京都府登録文化財に登録されています。

### 細川幽齋禁制 1通

〔区分〕有形文化財美術工芸品（古文書）

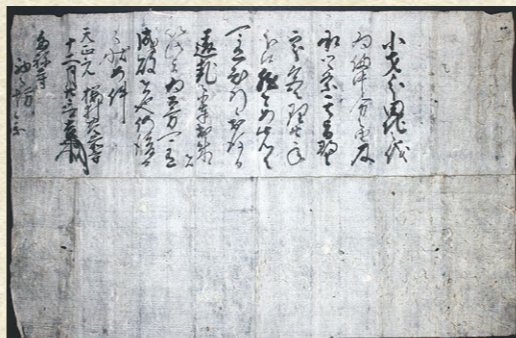
〔所有者〕金剛院

細川幽齋が文禄3年（1595）8月付で



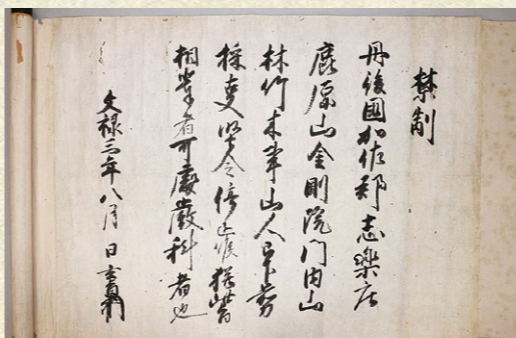
当寺領以  
目録申付候  
可被寺務事  
肝要候、恐々謹言  
天正九 長岡与一郎  
十二月三日 忠興（花押）  
長岡兵部太輔  
藤孝（花押）  
観音寺  
役者中

▲細川藤孝・忠興連署寺領充行状



小才分田地之儀  
為備中分之由、及  
承候之条、其旨申候  
処、色々理共承  
分候、然者如先々  
可有知行候、於後日  
違乱之輩出来候者  
以此旨為公方可有  
成敗者也、仍後日  
之状、如件  
天正元 桜井豊前守  
十二月廿三日 吉（花押）  
多彌寺  
西之坊参

▲多彌寺文書（桜井豊前守判物）



禁制  
丹後国加佐郡志樂庄  
鹿原山金剛院内山  
林竹木事、山人已下剪  
採事、堅令停止候、猶此旨  
相違者、可処嚴科者也  
（實説）  
文禄三年八月 日宣（花押）

▲細川幽齋禁制

## 有料広告を募集



市では新たな財源確保として、印刷物などへの有料広告掲載の範囲を拡大していきます。地域事業者の皆さんのご協力をお願いします。  
※募集時は市広報紙やホームページでお知らせします。

### 子育てに役立つ 「舞鶴市子育て応援まいブック」を官民協働で作成

子育ては、不安なことや分からないことがいっぱい。妊娠したら、赤ちゃんが生まれたらどうするの？乳幼児健診や子どものお出かけ先、各種支援制度や手続きなど、子育て中の皆さんが知りたい情報が得られる情報誌を市と株式会社サイネックスが協働で作成します。7月から母子手帳交付時、市内の全保育所・認定こども園・幼稚園・小学校で小学3年生以下の子どものいる世帯を対象に無料で配布します。パソコンやスマートフォンで閲覧できる便利な電子書籍も発行予定。

市は、「子どもは地域のタカラモノ」として大切に育てていきたいと考えています。子育てしやすいまち「舞鶴」として、皆さんの子育てを全力で応援します。

#### ◆広告の募集

「舞鶴市子育て応援まいブック」は、広告を掲載し、その広告費で作成。株式会社サイネックスが個別に地域事業者を訪問いたします。ご理解とご協力をお願いします。

#### 【募集期間】

3月～4月

#### 【広告に関する問い合わせ先】

株式会社サイネックス  
京都支店（☎075・315・0085）

▶子育て情報誌の発行については、広報広聴課（☎66・1041）へ。



▲昨年発行した「子育て応援まいブック」

### 高齢者の生活に役立つ 「保健・福祉サービス利用の手引き(仮称)」を官民協働で作成

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスをはじめとする保健福祉サービスを紹介するガイドブックを株式会社サイネックスと協働で作成します。ガイドブックでは、介護保険の申請から利用までの制度の概要や介護予防・生活支援サービス、関係事業所一覧などを掲載。6月下旬から介護関係事業所や医療関連機関、市役所の窓口などで配布します。パソコンやスマートフォンで閲覧できる便利な電子書籍も発行予定。

#### ◆広告の募集

「保健・福祉サービス利用の手引き(仮称)」は、広告を掲載し、その広告費で作成。株式会社サイネックスが個別に地域事業者を訪問いたします。ご理解とご協力をお願いします。

#### 【募集期間】

3月～4月

#### 【広告に関する問い合わせ先】

株式会社サイネックス  
京都支店（☎075・315・0085）

▶保健・福祉サービス利用の手引きの発行については、高齢者支援課（☎66・1013）へ。



▲「保健・福祉サービス利用の手引き(仮称)」※画像はイメージ